「産業心理職委員会」の設置について

平成29年4月より、日本産業ストレス学会に、「産業心理職委員会」が新設されることになりました。心理職は、産業ストレスに関する臨床や研究の一翼を担っており、本学会でも相当数の心理職が会員となっております。平成27年9月に「公認心理師法」が成立し、平成29年までに施行されることになっております。本法では、公認心理師の業務として、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うことの4点が挙げられています。国家資格としての公認心理師が誕生したことによって、産業ストレスの領域における心理職のますますの進出が期待されます。

そこで、日本産業ストレス学会に、主に産業ストレスに関するさまざまな分野で活動する心理職により構成される「産業心理職委員会」を新設することとなりました。公認心理師の養成に関わるカリキュラムなどはまだ未確定の部分もありますが、産業ストレスの領域で活躍できる心理職になるためには、公認心理師のカリキュラムだけでは十分ではない可能性があります。そのため、臨床心理学に限らず、産業保健心理学、産業・組織心理学、社会心理学など多方面の心理学の知見も参照しつつ、産業ストレスに関する諸問題の解決に貢献できる心理職の養成カリキュラムを検討することを本委員会の第一の目的とします。また、心理職が産業領域で十分な活動を行うためには、数多くの研究成果を踏まえ、エビデンスに基づいた実践を行うことが必要です。そのため、産業心理職にとって活用できる研究成果を収集し、情報を共有することを本委員会の第二の目的とします。また、現在、産業心理職のスーパービジョン体制は十分整備されているとはいえません。そのため、本委員会にて事例検討会を行うことを第三の目的とします。

他学会等に設置されている同種の委員会等との相違点

産業心理職を対象とした同種の委員会等として、日本産業衛生学会産業心理技術研究会、日本産業精神保健学会心理職部会、日本臨床心理士会産業・組織領域委員会などが存在します。これらの委員会等では、職場のメンタルへルス領域で活動する「心の健康づくり専門スタッフ」の一員としての心理職を主な対象としているため、心理学の一分野である臨床心理学に軸足を置いています。しかしながら、産業ストレスの課題は、職場のメンタルへルスに限定されたものではありません。例えば、過労死等に代表される過重労働対策、労働時間管理、オフィスの環境、職場のけがや事故の防止、組織開発なども、産業ストレスに関する課題として取り上げることができます。これら産業ストレスの諸問題を解決す

るためには、産業保健心理学、産業・組織心理学、社会心理学、認知心理学、環境心理学など、様々な心理学の知見を総合的に活用することが必要です。そのため、日本産業ストレス学会産業心理職委員会は、他学会等に設置されている臨床心理学的な視点を重視した委員会等とは異なり、様々な心理学の領域から得られている知見を融合して、実効性のある産業ストレス対策が展開できる産業心理職の養成を行います。臨床心理学以外の心理学についても知識や技術を持った産業心理職は、職場のメンタルへルスに関するダイナミックな活動を行うことができると期待されます。

平成 29 年度事業計画

- ・産業心理職委員会の web サイトを構築します。
- ・産業ストレスに関する産業心理職の養成カリキュラムや養成による認証などについて検 討します。
- ・年1回,産業心理職の技能や知識の向上を図るための研修会を開催します(平成29年度は東京で9月頃開催予定,心理職以外の参加も可)。
- ・関東, 関西地区で各1回, クローズドの事例検討会を開催します。

産業心理職委員会構成メンバー

委員長 大塚泰正

委員 馬ノ段梨乃,小林由佳,島津明人,島津美由紀,鈴木綾子,谷原弘之,種市康太郎,長見まき子,松井知子,森崎美奈子,湯佐真由美,阿部桂大,入交洋彦,高原龍二